

第13回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年8月29日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

第13回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年8月29日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、苅部嘉也、
田中光男、橋本隆男、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡邊武彦、
森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆ
き、菅沼つとむ

欠席の委員：永井潔

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美

午後3時開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第13回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、永井潔委員が本日は欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、池亀宏委員、田中宏和委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はなく、農地法第5条が5件となっております。

それでは、事務局から報告願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No. 1 - 1をご覧くださいと思います。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-8。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No. 1 - 2でございます。

受付番号30-5-9。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No. 1 - 3に移らせていただきます。

受付番号30-5-10。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No. 1 - 4でございます。

受付番号30-5-11。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No. 1 - 5でございます。

受付番号30-5-12。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 資料No.1 - 4の競売物件なんですけれども、登記上は宅地になっていて、現況は畑になっていますよね。それで多分、届出があったと思うんですけれども、この場合、国の物で競売ということは、国の物になっている訳ですよね。その場合、譲渡人というのは全然出てこないんですか。

事務局 国の物ではございません。競売物件というのは、債権者が債権回収のために申し立てを裁判所の方に行いまして、それをベースに入札という行為を行いまして、それで債権者の方に分配されるという形になります。

高橋(良)委員 そうすると、債権者の名前も出てこないということですか。

事務局 債権者の名前についても出てこないということです。要は、譲受人が、この方が入札されて、この方がお払いになった分が債権者の方に均等じゃないんですけれども、分配される形になります。申立人はまた別にいらっしゃるケースもあることから、複雑になりますので、こちらは空欄という形にさせていただいています。

高橋(良)委員 この部分に関しては、現況は今、畑になって、何かやっていたのが競売にかけられてしまったということなんですか。

事務局 現況はおっしゃるとおりでございます。

高橋(良)委員 分かりました。

高橋会長 ほかにないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 8月24日、事務局2名とともに現地を調査いたしました。

立会人は相続人である さんと さんと さん、合計3名に立ち会っていただきました。現在、畑は さんと さんお二人が主に耕作されているとのことでした。

畑には、今、ナス、枝豆、ネギ、大根、ブルーベリーが栽培されており、今後は、ナス等が終わりましたら、ブロッコリー、白菜等を定植していくということでした。

畑で収穫した野菜は畑の直売所で販売しており、肥培管理は良好で、畑の隅の方まで野菜を栽培しておりまして、うまく輪作して、効率よく栽培されている印象を受けました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 2 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 8月24日に事務局2名と調査に伺いまして、対応いただきましたのが さんなんですけれども、今、事務局から説明がございましたように、持ち分の関係で複雑ではあるんですけれども、1区画 m^2 と1区画 m^2 、通りを隔てて2区画の農地ということで調査してまいりました。

相続人の さんは、 歳と大分高齢なんです。そんな関係で、 さんのところに10代のころからずっと実習で来られた数十年作業されている方がいらっしゃるんですけれど

も、その方に さんが指導されて、農業経営を営んでいるということです。敷地はかなりございますから、1人でなくてボランティアの方が数人、常に手伝われているということです。

当日は、まだかなりいろいろなものを作っておられまして、ナタマメというんですか、それとインゲンマメ、オクラ、パセリ、ネギ、アカジソ、キュウリ、トウガラシ、こういったものが栽培されておりまして、もう1区画、 m²ほどの区画の方には梅が四方に本ほど植わってまして、中心部、中の方が野菜の栽培地ということでした。

販売については、驚いたのが 世帯くらいが会員さんになられているということなんです。そこへ、ほとんど毎日のように出荷されているということなんですけれども、その出荷のための包装とか梱包といった作業は さんが自宅の方で1人でされているということでした。

肥培管理については、いわゆる野菜の栽培地につきましては、本当に草1つなく、ものすごくきれいな状態で、非常に管理が行き届いていました。ただし、梅が四方に植わっている方なんですけれども、梅の下草というよりか笹ですね。笹が1メートルほどに生い茂っているような状況で、中の方の野菜の栽培地は全く問題ないんですけれども、笹に関しては刈り込んでいただけるようお願いをしました。

さんのお話を聞きますと、住宅地になるのが非常に嫌だということで、農地を守っていきたいというお話でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、質問はないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 どうもありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 2 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

高橋(良)委員 8月24日に、事務局2人とともに調査に行っていました。

相続人及び同居の世帯人が農業経営を行っている状況であるかということについては、さん本人、あとさんとさんが多少手伝ってやっているということです。

農作物の生産、販売については、今、オクラ、キュウリ、ナス、ヤツガシラ、サトイモ、カボチャ、モロヘイヤ、こういったものを作って、大体、相対で販売して、あと、冬場のブロッコリーについては市場に出荷しているということでした。

それと、農地を適切に肥培管理されているかということですが、ブロッコリーの準備ということで畑が今あいている、耕している状態ということです。畑の周りが、ちょっと木の剪定したものとか多少あったので、片づけをお願いしてまいりました。全体的には、これから植えていくためのものを作っていきと整ってくるのではないかと考えております。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 2 - 4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

高橋（良）委員 同じく8月24日に事務局2名とともに調査に行っていました。

さんというのは、多分、歳とご高齢になるので、そんなにはできないんですけども、元気でいらっしゃいます。実際に畑をほとんどやっているのは、さんです。

さんも元気なので、たまに畑に出てきたり、あとさんも、多少はやって、販売などはそのさんがやっているという状況です。

作物については、現在、ナス、オクラ、サトイモ、枝豆、長ネギ、あと栗と竹林みたいな形になっておりまして、それもやっている状態です。農地については、一部、どうしても畑の端の方なんかは草が多少生えていたんですけども、作っている部分については結構きれいにやっていました。ただ、多少、枝の切りくずとか、そういうのがあったので、忙しいだろうけれども、そういうのは少しずつ片づけていただくよう話をしてみました。

あと、作物については、自宅のところに結構大きな販売所を作っています、そこで全部売っているそうです。農協の方には出していないということです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 2 - 5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中（宏）委員 8月24日に事務局2名と調査に行っていました。

立ち会っていただいたのはさんご本人です。畑の肥培管理はとても良好でした。野菜の方は、ほぼほぼ夏野菜は終わってしまっていて、今、長ネギとサトイモが少し残っている

状態で、冬野菜の準備をこれからしていくということでした。

本人と さんを中心に作業に当たられているということです。ボランティアの方がシフトを組んでいるんでしょうか、7名から10名ぐらいいるとのことなので、とてもきれいな畑でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。それではご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 2 - 6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件に関して調査されました池亀宏委員、結果の報告をお願いします。

池亀委員 8月17日に事務局2人と現地を確認いたしました。

現地は一団の土地にはなっているんですけども、筆が分かれていまして、 さんの相続で さんが相続した分と、 さんの分を相続した分とで、2回に分かれて農地相続をしている形になっております。今回、 さんの相続をした さんは、普段の農作業云々は、この さんの息子さんの さんがほとんどやっておられます。

この場所について言うと、もうほとんど夏野菜が終わりました、残っているのはネギとオクラ、ナスぐらいで、ほかの場所について言えば、夏野菜一通り、トマト、キュウリ、ミニトマト、あと、右側の方でブルーベリーをやっているんですけども、今回の場所にはブルーベリーは入っておりません。あとハウスが 棟あって、その中で野菜苗云々を育てております。畑の状態も、周りは植木が何本か見えないように植えてあって、作物を作っているところは、至ってきれいでございます。販売方法ですけども、ファーマーズマ

ーケットがほとんど、あとは青壮年部事業の即売会、生協の即売、あとは自宅の庭先販売で販売をしておるとのことでございます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いいたします。

高橋(敏)委員 8月20日に筒井課長と事務局2人と行ってきました。

病気になる前は畑に出ていたので、主たる従事者と言えると思います。あと、小作関係はないです。周りとの紛争もないと聞いております。

以上です。

高橋会長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(主たる従事者証明、買取り申出の手続きについて質疑応答)

高橋会長 ほかにご意見、ご質問ありますか。それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 8月21日に、私1人で申請者である さんと面談しました。

今年の2月に さんが亡くなりまして、自宅近くの畑を処分したいということで、亡くなるまでは、もうご高齢だったんですけれども、助言をしていただいたり、そういったことで主たる従事者だと言えると思います。あと、小作関係等は、貸し借りはないということで、申請地にかかわる紛争等も、境界争い等もないということです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

1件でございます。では、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 4、特定農地貸付法に基づく承認申請について、本日も審議の方をよろしくお願いいたします。

まず、本件について、冒頭、補足説明をさせていただきますと、本件、特定農地貸付法の案件につきましては、昨年8月、12月及び今年2月の総会のおきましても皆様にご審議いただいている案件でございますので、根拠法律等、詳細な説明は割愛させていただきますが、今現状では、区が宅地化農地を区民農園として土地の所有者の方から新

規、継続も含めてお借りする際に根拠となる法律が特定農地貸付法であり、今回は世田谷区内の区民農園を新たに借り受ける案件についてご審議をお願いします。

それでは、資料No. 4に入らせていただきます。

第3号議案、特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

真鍋委員 ここは宅地化農地ですか。

事務局 宅地化農地です。

真鍋委員 元々は生産緑地であったところと把握しているが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されると聞いている。この法律について、所有者に説明しているのか。

事務局 事前に情報提供いたしました。主たる従事者証明書発行の期間も迫っていたことから、生産緑地を解除して宅地化農地とする選択をされたところでございます。

高橋会長 ほかにございますか。では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年10月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 5をご覧くださいと思います。平成30年10月の総会日程(案)について協議をいたします。

次回の総会開催日時につきましては、9月26日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

10月の開催日時につきましては、10月31日水曜日午後3時から、会場は区役所第二庁舎5階の第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 ご質問ありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、10月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得あっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 6 - 1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回7月30日に開催されました第12回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の7月31日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はなしと結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No. 6 - 1からご説明させていただきます。
(事務局より、あっせん内容などについて説明)

1枚おめくりいただければと思います。資料No. 6 - 2でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、この件は終了いたします。

最後に、(3)の一般社団法人東京農業会議『第58回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料No. 7でございます。一般社団法人東京都農業会議『第58回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてでございます。

まず、本件の概要について説明させていただきます。世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取り組みを推進していく中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術をもとに創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進農業者を顕彰することにより、農業経営発展を目指す農業者の具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的とし

て、この事業を設けているところでございます。

推薦基準として、過去7年以上、都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ、農業部門で利益を生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、今後の書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月22日にて昭島市にて開催される第60回東京都農業委員農業者大会にて表彰される予定でございます。

推薦内容につきましては、各々推薦書を添付させていただきましたので、そちらにてご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようですから、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 8をご覧くださいと思います。ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催についてのご案内でございます。今回、リンゴのもぎとりにつきましては、3園ある中で、内海果樹園ほか2園のご案内させていただきます。開園日時、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましてはご確認いただければと思います。なお、周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページのご案内させていただきますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、ふれあい農園「落花生の収穫」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、鈴木農園にてご案内するということでございます。開園日時、料金、販売方法等につきましてはご覧のとおりでございます。周知方法につきましては、9月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページのご案内させていただきますので、ご確認いただければと思います。

資料No. 8については以上でございます。

続きまして、資料No. 9に移らせていただきます。農地管理推進月間の実施についてということで、東京都農業会議にて発行されました文書について、まずご説明させていただきます。

ます。なお、こちらの内容につきましては、総会終了後、詳しくはこれから皆様にご協力をお願いする中で、世田谷区の農地パトロールの内容について説明させていただきますけれども、まず、東京都農業会議の概要についてだけご説明させていただければと思います。

まず、農業会議の方で農地管理推進月間の実施についてご案内している中で、冒頭の部分を要約させていただきますと、農業委員会活動の重点項目である農地の保全管理の徹底に取り組むため、今年も農地管理推進月間を別添要領に基づき実施することといたしました。今年度につきましても、引き続き、農地法第2条の2に規定されている農地の適正かつ効率的利用の責務について周知するとともに、これは後程触れさせていただきます「農地を守る」というパンフレットのことでございます。また、農地利用状況調査の実施や未利用農地等の対応を図るため、標記月間において農業委員が日常活動として地域の農地を重点的に見回るとともに、合わせて農業委員会組織による重点農地パトロールを実施することとしています。

別添のところに触れさせていただきますと、農地管理月間推進要領ということで、農地利用状況調査の実施要領も合わせて添付させていただいたところでございます。こちらの部分で、主に、下の方の2、農地管理推進月間の設定と活動という中で、「標記月間について、8月1日から10月末日までの間に1カ月間設定をし」となっておりますが、世田谷区におきましては、前々回、総会で諮らせていただいたとおり、9月1日から10月25日までと設定させていただいておりますけれども、農業委員が日常活動として地域の農地を重点的に見回るとともに、合わせて農業委員会組織による重点農地パトロールに取り組み、農地利用状況調査を実施するというところでございます。

裏面に移らせていただきます。一番上、(1)にありますとおり、農地管理推進月間(全農業委員会)においては、農地パトロールによる農地管理の徹底と利用相談活動の実施を行うということ、また、(3)におきましては、農地利用状況調査(農地法30条)の実施で、調査において、管理不十分な農地等が見受けられる場合は、口頭及び文書による指導を行うということでございます。2行下に移りますと、さらに、指導によっても改善されない場合は、農地法第32条に規定する農地利用意向調査を実施する。農地利用意向調査においては、特に相続税納税猶予制度適用農地では期限の確定となる措置につながることから、調査の実施に当たっては、総会等での農業委員会の総意により実施するものとするとしています。

今、簡単にご説明させていただきましたけれども、農地パトロールにつきましては、後

程、総会が終わりました後に皆様に個別の資料を配付させていただくとともに、詳細について説明させていただきたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がなければ、この件は終了といたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他全般的な事項について意見がありましたら、発言をお願いいたします。

事務局 今ご説明させていただいたとおり、この後、少し休憩をいただいて、農地パトロール等の説明をさせていただければと思っておりますので、ご出席のほどよろしく願います。

高橋会長 ほかには特にないようですので、本日の農業委員会総会は終了といたします。

それでは、穴戸会長職務代理から閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後 4 時 6 分閉会